

# 第35回蒼天祭

## ゼミ・サークル展示に関する規約

※必ずご確認ください

[作成] 北海道情報大学 大学祭実行委員

[監修] 北海道情報大学 学生サポートセンター事務室

# 目次

## P1

- 第1条(展示規約)
- 第2条(申し込み)
- 第3条(展示者及び展示会議)
- 第4条(提出書類)
- 第5条(展示・販売)

## P2

- 第6条(レンタル機材)
- 第7条(大学備品)
- 第8条(私物の持ち込み)
- 第9条(電気使用量)
- 第10条(ごみの処理)

## P3

- 第11条(緊急事態への対応)
- 第12条(景品について)
- 第13条(感染症対策)

## P4

- 第14条(その他)
- 第15条(罰則)
- 第16条(問い合わせ)

## 第1条（展示規約）

本規約は、北海道情報大学 大学祭実行委員会(以下「委員会」という。)が定めたものであり、第35回蒼天祭にてゼミ・サークル展示を実施する際の一切に適用する。

## 第2条（申し込み）

1. 申し込みの際は、各ゼミ・サークルの担当教員の承諾を必ず得ること。理由があり承諾を得られない場合は委員会に相談すること。
2. 使用教室については、共同で使用する場合や、希望の教室とならない場合がある。予め了承の上で申し込むこと。

## 第3条（展示者及び展示会議）

1. 展示者は本学の学生のみで構成すること。
2. 一団体に複数のゼミ・サークルを出展することは認めない（ただし、模擬店との重複は認める）。
3. 委員会で開催される展示会議へは、必ず展示者の代表又は副代表を含む1名以上が出席すること。
4. 出席できない場合は、委員会にその旨を連絡し、指示に従うこと。
5. 展示会議で説明される内容を十分に理解すること。
6. 会議に出席した者は会議の内容や委員会からの連絡事項を全ての展示者に伝えること。

## 第4条（提出書類）

1. 書類の提出期限は厳守すること。
2. 書類の提出が期限より遅れる場合は、委員会にその旨を連絡し、指示に従うこと。
3. 連絡等がなく遅れた場合は書類によっては出展を許可しない場合がある。

## 第5条（展示・販売）

1. 展示内容に関して政治および宗教目的を有するもの、公序良俗に反するもの、私用および私的な内容のものは禁止とする。また、他の出展者や来場者に迷惑となる行為を行わない。
2. 販売する作品の製作について、著作権侵害等の違法行為は行わないこと。
3. 不当に利益を上げる価格設定及び、不当な商法による商品の販売を行わないこと。
4. 販売する商品はすべて委員会への販売申請を行い、許可を得ること。
5. 委員会の販売許可がない商品の販売をしないこと。
6. 何らかのトラブル(金銭の盗難や備品の破損・紛失等)があった場合、担当教員を中心に各ゼミ・サークル内で対応を行うものとし、大学及び委員会は一切の責任を負わない。

## 第6条（レンタル機材）

1. レンタル機材の使用を希望する場合は、指定する用紙に記入し、申し込むこと。
2. レンタル機材は丁寧に扱うこと。
3. レンタル機材を破損・汚損・紛失した場合は、直ちに委員会へ申し出ること。また、出展者がそのすべての責任を負うこと。委員会は一切の責任を負わない。
4. レンタル機材で危険行為をしないこと。
5. レンタル機材に付属する物品(説明書等)の管理は出展者が責任を持って行い、返却の際は不足のないようにすること。
6. レンタル機材に何らかの不具合が生じた場合は、直ちに委員会へ申し出ること。
7. 委員会の許可なく勝手に持ち出さないこと。

## 第7条（大学備品）

1. 大学備品の使用を希望する場合は、指定する用紙に記入し、申し込むこと。
2. 大学備品の移動は、委員会の指示に従い責任を持って行うこと。
3. 大学備品を借用する場合は、委員会へ申請すること。
4. 大学備品の無断借用は認めない。
5. 大学備品を急遽借用したい場合は、必ず委員会へ相談すること。
6. 大学備品は丁寧に扱うこと。
7. 大学備品を破損・汚損・紛失した場合は、直ちに委員会へ申し出ること。ただし、出展者がそのすべての責任を負うこと。委員会は一切の責任を負わない。また、備品に何らかの不具合が生じた場合は、直ちに委員会へ申し出ること。
8. 大学備品で危険行為をしないこと。
9. 大学備品は使用后、出展者がきれいに清掃を行うこと。

## 第8条（私物の持ち込み）

1. 必要物品の持ち込みを認める。ただし、盗難・紛失・破損等があっても大学および委員会は一切の責任を負わない。

## 第9条（電気使用量）

1. 各展示場所で使用可能な電力は2000Wまでとする。
2. 電力を使用する際は、電気使用量に関する書類を委員会に提出し許可を受けること。
3. 事前に申請した機器以外での電力の使用は認めない。
4. たこ足配線は原則禁止とします。複数配線する場合は大口のOAタップなどを各団体で準備してください。

## 第10条（ごみの処理）

1. 委員会で指定した分別方法にて分別すること。
2. 委員会が指定した方法以外でのごみの処理は禁止する。
3. ごみを出す場合は、委員会で指定した時間帯に指定された場所へ出すこと。

### 第 11 条（緊急事態への対応）

1. 火災が発生した場合は第一に委員会へ連絡すること。
2. 急病人・傷病人が出た場合は対処法が分かっている場合は第一に対処し、委員会に連絡すること。対処法が分からない場合は、第一に委員会に連絡すること。
3. 緊急車両(消防車・救急車等)の手配は委員会の判断で行う。各自で行わないこと。

### 第 12 条（景品について）

1. 展示及び模擬店で景品を出す場合、景品は良識の範囲内で行うこと。
2. 景品は安価なものにすること。もしも高価なものの場合、委員会と学校で判断し、許可をしない場合がある。
3. 景品を出す場合は、委員会で配布する用紙に必要事項を記入し、提出すること。
4. 景品の取り扱いについて何らかのトラブルがあった場合でも、委員会は一切の責任を負わない。

### 第 13 条（感染症対策）

1. 原則、対面での会場開催を行う方針だが、感染拡大が懸念される場合は、中止などへ方針変更をする場合がある。
2. 新型コロナウイルスやインフルエンザなどの感染症に罹患した場合は、医療機関または保健センターの指示する「登校禁止期間」は蒼天祭の準備および当日は参加できません。
3. 蒼天祭参加者の風邪症状（喉の違和感・痛み、咳、倦怠感、発熱など）がある人は、直ちに帰宅してください。帰宅後、医療機関を受診するか市販の抗原検査キット（医療用・体外診断用）を使用し、感染の有無の検査を行ってください。何らかの理由により、医療機関の受診や市販の抗原キットでの判定ができない場合は、症状が軽快するまで登校を控えてください。（症状が軽快後、登校する際も、マスクを着用し、会話を最低限にする、学内での飲食は控えるなど、感染症対策に取り組むこと。感染症対策を意識すること。）
4. 感染状況により、マスクの着用、密集の回避、室内の換気などの感染対策をお願いすることがある。
5. 展示者はふた付きの飲料（ペットボトル等）のみ、飲用として展示スペースに持ち込むことができる。それ以外の飲食物（模擬店で購入した飲食物等）は指定された飲食スペースを利用すること。
6. 模擬店スペースや廊下などの一般スペースでの大声によるかけ声は、マスク着用の上、良識の範囲内で行うこと。

#### 第14条（その他）

1. 委員会や学生サポートセンター事務室・学生部長・消防署などの公的機関からの指示に必ず従うこと。

#### 第15条（罰則）

1. 本規約について違反を委員会で確認した場合は、委員会及び学生サポートセンター事務室・学生部長との協議により、程度に応じた以下の処分を与える。

- ・即時展示停止処分
- ・委員会で交付しているレンタル代補助金返金処分
- ・その他協議による

#### 第16条（問い合わせ）

1. 委員会からの連絡には下記の電話番号・メールアドレスを使用する。
2. 平時はメールで連絡するため、受信できるよう各種設定を変更しておくこと。
3. 緊急時は電話で連絡するため、下記の電話番号を登録し、着信の際は必ず応答すること。万が一応答できなかった場合、着信を確認しだい当日中に必ず返答すること。

大学祭実行委員会(出展) メールアドレス：

[hiu-gakusei@s.do-johodai.ac.jp](mailto:hiu-gakusei@s.do-johodai.ac.jp)

大学祭実行委員会 電話番号：

**011-384-0135**（直通）